

3歳児から5歳児クラスのおかず代(副食費)の請求手続きについて

盛岡市が実施する3歳児から5歳児クラスのおかず代(副食費)の助成について、助成金の請求手続きを案内します。なお、**税額要件等により、7・8月のみ助成、もしくは9月のみ助成となっている場合**がありますので、同封の「確認結果のお知らせ」をご確認の上、書類を作成してください。

1 請求について

令和7年7月から9月分のおかず代(副食費)について、請求を受け付けます。

次の書類をご用意ください。

提出書類	配布先
① 3歳児から5歳児クラスのおかず代(副食費)支給申請書兼請求書 (枠が青色の書類)	確認結果のお知らせに同封 又は市公式ホームページ
② 7月から9月分のおかず代(副食費)の領収証(原本)	ご利用の施設から 発行されます。

2 請求書類の提出について

郵送又は持参により盛岡市役所子育てあんしん課へ提出してください。

その場合の提出期限は令和7年11月21日(金)です。

(ご利用の施設で取りまとめを行っている場合は、ご利用の施設から示される期限に従ってください。)

3 請求書類の作成の流れ

- (1) 支給申請書兼請求書(枠が青色の書類)裏面の計算シートで請求額を計算します。

給付の上限額の4,800円/月と実際に支払ったおかず代(副食費)の額を比べて、低い方の額が請求額となります。

月途中の市外転出入などで施設等利用給付認定の期間が月の途中から始まっている、または月の途中で終わっている場合、給付の上限額を日割り計算する必要があります。

- (2) 支給申請書兼請求書の表面を記入します。

様式、記載例
などはこちら
(市公式ホームページ)



4 次回以降の請求について

請求は、四半期ごとに受け付けます。受付時期は右の表のとおりです。

請求の際に記入いただく書類など、手続きの流れは今回と同様となります。

請求時期になりましたら、市公式ホームページでお知らせするほか、施設を通じてご連絡いたします。

利用時期	請求時期
4月～6月	7月
7月～9月	11月
10月～12月	2月
1月～3月	4月

5 問い合わせ先

盛岡市子ども未来部子育てあんしん課 保育サービス推進係

〒020-0884 盛岡市神明町3-29 盛岡市保健所1階 電話：019-626-7553(直通)